

令和8年2月10日

瀬戸内市立小・中学校 保護者様

瀬戸内市教育委員会教育長
萩原 康正

瀬戸内市小・中学校「瀬戸内キズナ・ホリデー」について

平素は、瀬戸内市教育行政推進に格別のご協力を賜り誠にありがとうございます。

本市では、児童生徒が家族とのふれあいの中での体験を通して、主体的な学びの楽しさを実感する機会をつくるため、令和8年度から市内小・中学校を対象に「瀬戸内キズナ・ホリデー」制度を創設します。

「瀬戸内キズナ・ホリデー」とは、子どもが学校を休み、保護者等とともに家庭や地域等で、体験活動や探究的な学びにつながる活動を自ら考え、企画し、実行することができる日のことを指します。自然体験や文化・社会体験、職業体験など、多様な活動を想定しています。

本制度は、保護者からの申請に基づき、校長が内容や時期を確認の上で承認します。校長が承認した場合には、当該日は学校に登校しなくても欠席扱いとはせず、年度内で最大3日まで利用できることとしています。

記

【制度開始日】

令和8年4月1日

【対象】

瀬戸内市立小・中学校に在籍し、「瀬戸内キズナ・ホリデー」の活用を希望する人。

【申請方法】

保護者は、瀬戸内キズナ・ホリデー申請書を各小中学校のホームページからダウンロードし、実施希望日の1週間前までに学校へ提出します。

学校は、保護者からの申請を受け、内容や時期を確認し、校長が承認します。

【制度実施日数】

年度3日まで

※各校の行事に基づき、実施除外期間があります。

【出欠の取扱い】

学校長が承認した「瀬戸内キズナ・ホリデー」については、欠席扱いとせず、出席停止等と同様に「出席を要しない日」の扱いとします。

【その他】

教育委員会のホームページに本制度の概要を示した保護者向けリーフレットを掲載していますので、ご参照ください。下記 URL または二次元コードから閲覧できます。

URL: <https://www.city.setouchi.lg.jp/soshiki/37/156540.html>

二次元コード：



【本件担当】

瀬戸内市教育委員会 総務学務課 指導係

TEL 0869-34-3968 FAX 0869-34-4790